

令和元年9月2日

消費税率の引き上げに伴う剪定枝等受入料金及び剪定枝チップ販売料金改定のお知らせ

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられる予定です。

これに伴い、当会社の自主事業である剪定枝等の受入及び剪定枝チップの販売につきましても、10月1日より新税率10%を適用することとし、下記のとおり各料金を改定させていただきます。

なお、ごみ資源化工場に木くず・紙くずなどを搬入する際の処理手数料に変更はございませんので、お間違いのないようお願いいたします。

記

1 剪定枝等受入料金

	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から
剪定枝等受入料金 (消費税等込み)	123.1円/10kg (1tあたり12,310円)	125.4円/10kg (1tあたり12,540円)

2 剪定枝チップ販売料金

	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から
剪定枝チップ販売料金 (消費税等込み)	515円/t	524円/t

以上

【お問合せ先】

一般財団法人 札幌市環境事業公社
篠路資源化センター

〒002-8055 札幌市北区篠路町福移 153
電話 011-791-6770 , FAX 011-791-6771